

白山都市計画地区計画の決定（白山市決定）

都市計画白山市長島地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

	名称	白山市長島地区地区計画
	位置	白山市長島町の一部
	面積	約 5.7 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、一般県道松本木津線に近接し、国道 8 号とのアクセスも良好な交通利便性の高い既存開発地区である。</p> <p>企業の撤退による跡地の有効活用を図ることで、周辺的生活環境の悪化を防止すること及び工業用地の拡充による本市の産業振興に寄与することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>製造業業務用地として適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により、用途の混在を防止するとともに、その他建築物等に関する事項を定め、周辺の自然や集落の環境及び景観に配慮した土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和を保ちながら、利便性、安全性に優れた製造業業務用地の形成が図られるよう、次の制限を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物等の用途の制限</li> <li>2. 建築物の敷地面積の最低限度</li> <li>3. 壁面の位置の制限</li> <li>4. 建築物等の高さの最高限度</li> <li>5. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</li> <li>6. 垣又はさくの構造の制限</li> </ol>

## 2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	本地区で建築できる建築物は、製造業（日本標準産業分類（平成25年10月改訂）に掲げる大分類E－製造業に属するものに限る。）の用に供する建築物とする。 ただし、建築基準法別表第2（る）項に掲げる建築物は建築できないものとする。
		建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡
		壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は3.0m以上とし、その他の敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は1.0m以上とする。
		建築物等の高さの最高限度	20m
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の屋根及び外壁の色彩は周辺の景観と調和した色彩とする。 2. 屋外広告物は、自己の用に供するもので、景観形成上支障のないものとする。 また、建築物の屋上及び軒高より上には設置してはならない。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1.0mの範囲における垣、さくの設置については、透視可能なフェンスを基本とし、塀は設置してはならない。 また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンス等と組み合わせて設置してもよいものとする。 ただし、周辺の環境に配慮する防音、遮光等を目的とするさく等を設置する場合はこの限りでない。

「区域は、計画図表示のとおり」

### 理由

本地区は、一般県道松本木津線に近接し、国道8号とのアクセスも良好な交通利便性の高い既存開発地区である。

企業の撤退に伴う周辺的生活環境の悪化防止及び本市の産業振興を目的とした工業用地の拡充の観点から、跡地の有効活用を図る必要があるため、市街化調整区域における地区計画を決定する。